

糸島市補助金設計書

所管課 介護・高齢者支援課

補助金名称	成年後見人等助成金（高齢者）
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	糸島市成年後見制度利用支援事業実施規程

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策1_包括的な地域福祉の推進

施策③_地域で見守り、支え合う仕組みづくり

1 補助の目的

判断能力が十分でない高齢者等の成年後見制度の利用を支援することにより、高齢者等の自己決定の尊重及び権利の擁護に資すること。

2 成果指標

指標①	成年後見人等報酬助成件数		
目標値①	4	(単位)	件
指標②		(単位)	
目標値②		(単位)	
指標③		(単位)	
目標値③		(単位)	

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

市長が審判請求を行い、後見等開始の審判を受けた成年被後見人等が、成年後見人等へ支払う報酬について助成する。

【補助対象者】

市長が審判請求を行い、後見等開始の審判を受けた成年被後見人等で、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 生活保護受給者
- (2) 生活状況から報酬を負担することが困難であると市長が認める者

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

成年後見人等への報酬(家庭裁判所からの報酬付与の審判があるもの)

【補助対象外経費】

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 分の

【補助限度額】 (下記のとおり) 円

【積算根拠ほか】

- ・特別養護老人ホーム等の施設に入所している者 月額18,000円を限度
- ・その他の者 月額28,000円を限度

※ただし、家庭裁判所が定める金額の範囲内とする。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで